

財務省第11入札等監視委員会  
平成25年度第3回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成26年3月25日(火) 高松国税局第一会議室	
委員	委員長 藤本 邦人 (アローズ法律事務所 弁護士) 委員 平井 健之 (国立大学法人香川大学経済学部 教授) 委員 岡林 正文 (公認会計士)	
審議対象期間	平成25年10月1日(火)～平成25年12月31日(火)	
抽出案件	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名：平成25年度松前住宅1・2号棟外壁改修ほか工事 契約相手方：株式会社建芯 契約金額：44,100,000円 契約締結日：平成25年10月1日 担当部局：四国財務局
随意契約(公共工事)	1件	契約件名：坂出合同庁舎トイレ改修工事 契約相手方：株式会社藤木工務店四国支店 契約金額：6,404,960円(分担額) 契約総額：16,264,500円 契約締結日：平成25年10月31日 担当部局：高松国税局
競争入札(物品役務等)	2件	契約件名：平成25年分確定申告期パソコン等借上げ、設定及びインターネット接続環境等構築業務一式 契約相手方：東芝情報機器株式会社 契約金額：10,132,500円 契約締結日：平成25年12月3日 担当部局：高松国税局
		契約件名：平成25年度入明住宅ほか2住宅測量等業務 契約相手方：田邊満夫土地家屋調査士事務所 契約金額：2,079,000円 契約締結日：平成25年11月8日 担当部局：四国財務局
随意契約(物品役務等)	—	—
応札(応募)業者数1者関連	2件	※競争入札(物品役務等)の「平成25年分確定申告期パソコン等借上げ、設定及びインターネット接続環境等構築業務一式」及び「平成25年度入明住宅ほか2住宅測量等業務一式」に同じ
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【案件1】 「平成25年分確定申告期パソコン等借上げ、設定及びインターネット接続環境等構築業務一式」 契約相手方：東芝情報機器株式会社 契約金額：10,132,500円 契約締結日：平成25年12月3日 担当部局：高松国税局</p> <p>予定価格調書に記載されている調査基準価格とは何か。</p> <p>本案件の業務には、国税庁が事前に調達したパソコンへのe-Taxソフトのインストール等の設定作業が含まれているが、国税庁の調達において、当該設定作業も含めることで、スケールメリットにより、調達コストを削減できるのではないか。</p> <p>1者応札になった理由は何か。 また、過去の入札状況はどうか。</p> <p>昨年まで、別々に調達を行っていた案件をまとめた理由は何か。</p> <p>来年以降は、1者応札を解消して、競争性を高める必要があるのではないか。</p>	<p>調査基準価格とは、応札者の入札額で契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査する、いわゆる低価格調査を実施するかどうかの基準となる価格である。</p> <p>国税庁の調達時において、e-Taxソフトのインストール等の設定作業を行ったとしても、国税局へのパソコン搬送後にe-Taxソフトのバージョンアップが行われる等、確定申告直前に最終的な設定作業が必要となることから、国税局において、当該設定作業を含めた調達を実施している。</p> <p>落札業者以外の入札説明に参加した業者に確認したところ、繁忙期の年度末に業務を履行しなければならないことや昨年までの複数の類似案件がまとまったことにより、規模が拡大され、人員の確保が困難となったことから、入札を辞退したとの申し出があった。</p> <p>昨年まで、個別に調達を行っていた複数の類似案件については、それぞれ複数の者が入札に参加している。</p> <p>昨年まで、個別に調達を行っていた複数の類似案件の中には、随意契約も含まれていたため、随意契約の削減及びスケールメリットの観点から、類似案件を一括して入札することとした。</p> <p>入札公告期間の十分な確保及び業者に対する声掛け等により、1者応札の解消に努めていきたい。</p>

【案件2】

「平成25年度松前住宅1・2号棟外壁改修ほか工事」

契約相手方：株式会社建芯

契約金額：44,100,000円

契約締結日：平成25年10月1日

担当部局：四国財務局

「調査基準価格以下の入札に関する調書」に基づき調査を行った結果、落札業者と請負契約を締結しているが、調書に記載のある協力会社の協力体制等についてはどの程度確認しているのか。

調書にある労働者供給見通しについて、本工事ではどれぐらいの人数が必要か。

「松前住宅」と「土居田住宅」の改修工事をまとめて実施した理由は何か。

開札から落札者決定まで、低入札調査を含め20日間かかっているが、これだけの期間は必要なのか。

【案件3】

「坂出合同庁舎トイレ改修工事」

契約相手方：株式会社藤木工務店四国支店

契約金額：6,404,960円（分担額）

契約総額：16,264,500円

契約締結日：平成25年10月31日

担当部局：高松国税局

不落随意契約になった理由は何か。

予定価格は、市場の状況変化等により、毎年、見直しを行っているのか。

調書に記載のある協力会社全てについて、当局より直接状況確認を行っている。確認している内容は、賃金支払い状況・取引年数・当工事の作業動員の確認状況等であり、施工における協力体制が確立されていることを確認している。

調書では、各協力会社の配置予定人数も記載されており当局において確認している。工事に必要な延べ人数は把握していないが、協力会社の協力を通じて必要人員の充当は可能と判断している。

住宅が同一地域に所在し、工事時期・工事内容が同様なものは、予算の効率的使用の観点からまとめて一般競争入札としている。「土居田住宅」は給排水・衛生工事であり、「松前住宅」にも同様な工種があることから2住宅をまとめて実施した。更に「土居田住宅」を分離した場合「土居田住宅」の工事は、少額随契の範囲となること、「松前住宅」のみで一般競争入札を実施しても参加者が少ないことが予想されたこと等から、今回の発注となったものである。

提出された資料等の確認・検証作業に時間を要するため、これだけの期間は必要と考えている。

入札に参加した建設業者に確認したところ、入札を行った時期においては、建設業界が好況であり、建設業者の多くは既に他の工事を多く受注していること、労働者不足により労務賃金が上昇しているとの回答であった。

予定価格の算定については、契約の都度、市場の状況を反映させ、適正な価格を見積もっているが、今後も幅広く情報を収集し、適正な予定価格の算定に努めていきたい。

今回、2階のトイレについて、改修工事を行わなかった理由は何か。

【案件4】

「平成25年度入明住宅ほか2住宅測量等業務」

契約相手方：田邊満夫土地家屋調査士事務所

契約金額：2,079,000円

契約締結日：平成25年11月8日

担当部局：四国財務局

1者応札となった原因等は何が考えられるか。

公益社団法人高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会が参加していない理由は何か

現在、2階部分は空き部屋となっており、トイレの利用頻度が少ないこと、入居官署の予算事情等から検討した結果、現段階で改修工事は不要であると判断した。

本件については、測量が完了した後、不動産の表示に関する登記を行わせる必要があったことから、入札参加資格として、「業種区分が「写真・製図」の「C」、「D」等級に格付けされていること」を設定するとともに、「土地家屋調査士法第3条第1項第1号から第6号に掲げる業務を行うことができる者」を競争参加資格に追加設定せざるを得ず、このことが、結果的に参加資格を限定してしまうこととなった。また、高知県内の土地家屋調査士は管内他県と比べると少ないことに加えて、県内市町村からの発注案件が増加しており、同調査士等はそれらの業務を優先し、入札参加を見送ったのではないかとと思われる。

応札者を増やす対応としては、入札参加資格の等級を本件に対応する「D」等級だけでなく1級上位の「C」等級まで拡大する措置を講じている。

また、入札公告期間を十分確保する等入札参加者の拡大に努め、公示方法についても、本局及び各財務事務所の掲示板に公示書を掲示したほか、四国財務局ホームページにも掲載し、広く周知を行った。

同協会は「C」等級であり、上記の参加資格の拡大措置により参加可能となっていたが参加されなかった。関係先から情報収集したところ、同会は国や地方公共団体発注業務への対応等から入札参加が難しかったものと思われる。